

11・12世紀における所帯職讓の広がりとは王権・院政

井上幸治

はじめに

平安中期以降、朝廷実務官人が、同一官職を世襲する傾向を強くすることは、周知のことである。そしてその際には、「以所帯職讓○○」や「父讓」といった表現が散見される。まずは史料を見てみよう（〈内は割書、以下同じ〉）。

卅日、除目入眼也、……(中略)……

大夫史祐俊宿禰以大夫史讓息男盛仲尻付(父讓)、造酒正宗政以件職讓息男宗兼(無尻付)、件二人共五位也、而皆共父讓也、一人ハ有尻付、一人ハ無尻付、如何、有故歟、可尋知、……(中略)……

後日有「事次」之時、密々尋「申主上」云、今度除目ニ以「父讓」任官者三人也、大夫史盛仲(父祐俊讓也)、主税助信俊(父定俊真人讓也)、造酒正宗兼(父宗政讓也)、件三人中ニ盛仲力尻付ニ父讓ト被「書付」也、残二人無「尻付」如何、仰云、尤可然、但讓其数多見「除目」、尤無「便事」也、仍大夫史許(乎)以讓任也、残二人ハ以「父辭書」下「外記」、大間之中ニ令「取」闕之後ニ以「子依」恩任也、仍父讓之由無「尻付」、尤道理也者、其理可然、此事依「有興、付「仰旨」也、……(以下略)

(『中右記』康和五年(一一〇三)二月卅日条)

11・12世紀における所帯職讓の広がりとは王権・院政

この日の除目では、小槻盛仲が大夫史に、紀宗兼が造酒正に、清原信俊が主税助にそれぞれ補されたのだが、いずれもそれまで各々の父親が帯びていた官職であった。つまりこの三組の親子はそれぞれ、父親が帯びている官職を子どもへ世襲させたのである。以下、本稿ではこのような父子間(または兄弟間等)における所帯官職の讓与を「所帯職讓」と呼ぶ。除目には様々な「讓」があらわれるが、自身が得た功・労・賞等の権利を子弟らへ讓るものがよく知られている。この讓は、加階・任官の権利を讓るものであり、除目の尻付で「○○功讓」等と記されることで、それとわかる。加えて、類似する讓として、辞官申任も知られている。

辞官申任とは、所帯の官職を自発的に辞す代わりに、子弟らを特定の官職へ優先的に任官させることである。史料上では、「辞○○(官職A)、申任△△(子弟ら)××(官職B)」というように記され、官職Aを辞す代わりに、子弟らを別の官職Bに補してもらおう。どこにも「讓」という文言は使われないが、『大間成文抄』第八など多くの除目書が「讓」に含めて掲載するように、辞官申任も讓の一種と認識されていた。

仮に官職Aと官職Bとが同一であれば、世襲させたことになる。たとえば保元元年(一一五六)九月に大納言藤原成通が侍従を辞し、養子泰通を侍従に申し任じたが、『公卿補任』保元元年の成通項では「申任」と記し、寿永二年の泰通項では「成通卿讓之」と記している。このように、辞官申任と所帯職讓とは、判別しがたい事例も存在するため、従来はと

もに辞官申任に含めて検討されてきた。しかし後に見るように、辞官申任と所帯職譲との間には明確な差があることから、別種の「譲」と見なすのがよいだろう。そこで本稿では、任官の「譲」を①勞・功・賞の譲、②辞官申任、③所帯職譲という三種類に分けてとらえ、③を検討対象とする。

本稿では、平安中期以降の除目に際してあらわれる所帯職譲について考察することで、平安中期以降の朝廷実務官人がいかにして世襲を容易にする手法を獲得したかを明らかにするとともに、そのような変化をもたらした社会的背景についても言及したい。

二、所帯職譲は地方から

所帯職を任意の親族へ譲ることは、律令官僚制においても行われていた。いわゆる「非律令的」と評された郡司などが該当するが、同様の補任が、中央官衙の卑官でも行われていた可能性は考慮すべきだろう。たとえば諸道技能の継承は世襲が基本であったし、親族以外の後任候補へ官職譲与を願うことは、九世紀から確かめられる。史料で明確に跡づけることはできないが、技能と直結した低い地位については、所帯職譲を行っていた可能性を排除すべきではない。

史料で所帯職譲を確認できる例として、采女をあげておこう。

太政官符民部宮内両省

心^レ補^ニ采女大和安子年廿七^一（城下郡賀美郷戸主大和宿禰定道戸口）
 右得^ニ大和国去天慶九年八月廿五日解^一、偁、采女大和真子解偁、真子
 奉^ニ仕公庭^一四十四箇年、漸及^ニ八十一^一難^レ堪^ニ進退^一、今件安子、正為^ニ
 己姪^一、始^レ從^ニ少年^一相^レ從老身^一、年齒強壯情操謹慎、加之已為^ニ譜
 第一^一尤堪^ニ其職^一、望請早被^ニ言上^一、以^ニ己所帯職^一讓^ニ与安子^一、令

勤^ニ奉公^一者、国加^ニ覆審^一所^レ申不^レ虚、望請被^レ補^ニ真子辞退之替^一
 者、右大臣宣、奉^レ勅依^レ請者、省宜承知依^レ宣行^レ之、符到奉行
 右中弁
 天曆元年十二月廿八日
 左少史

〔類聚符宣抄〕第七・采女

大和国の采女であった大和真子は、姪の安子に「所帯職」を譲与したい旨、天慶九年（九四六）八月に解で願い出ている。願いを受けた大和国は、真子の申請内容を確かめた上で朝廷へ取り次いだ。これを受けた朝廷は勅許をへて天曆元年（九四七）十二月に、願い通りに安子を采女とする旨の太政官符を出したのである。このように采女職譲の申請者は、まず国衙へ願いで、国解によって朝廷へ届け出され、勅許をへて譲与が認められた。本来、官職は与えられたものであり、所帯主（帯官者）の自由意志によって譲与できるものではない。そのため、勅許が必要となっているのである。

一方、郡司の場合は、父から子へといった譲与の具体例を確認できない。⑤とはいえ元慶七年（八八三）十二月に出された「心^レ停^ニ郡司讓職^一」を命じる太政官符には、「頃年之例往々有讓^ニ件職^一者、父子之間有^ニ宣旨^一以裁許、自余親疎待^ニ国解^一以処分、至^ニ貞観十七年符^一雖^ニ父子之間^一、非^ニ国司言上^一不^レ聽^ニ相讓^一」（『類聚三代格』卷七・郡司事）とあり、采女とよく似た手順であったと見なして良いだろう。⑥

また諸国の史生・博士・医師についても、『延喜式』に「凡諸国権史生博士医師遷任、依^レ讓相代之輩、其籤符注所遺歴」（太政官）、「凡諸国司及史生博士医師等、若特被^レ許^ニ相讓^一者、令^レ竟^ニ前人遺歴^一」（延喜四年壬三月四日符）（式部上）といった表現が見え、特別に許されて「相讓」ることがあったことがわかる。これらの手続きも、前掲した采女と同様と思われる、国解をもって勅許が求められ、譲与されたのであろう。

律令官領制において、極めて限られた範囲ではあるが、このような世襲人事が行われていたことは確かである。そして、そこに勅許が必要とされていることについては、先行研究における、「命令の決定が天皇の權威・勅断によって発動される点に、律令官人制固有の特徴があったといつてよい。叙位・任官をめぐる天皇の権限は、とりわけ勅授・勅任の世界で、非律令的領域を強固に確保したのである」というような指摘の通りであり、「非律令的」な天皇権限のあらわれでもあったといえよう。

また特定の官職・地位を譲与によって受けつぐことは、僧侶についても十世紀から確認できる。国衙を経由して申請が出されるなど、郡司・采女などと共通する要素もあることから、類似の制度であったことがうかがえるものの、現在は参考として挙げるにとどめておきたい。

九〜十世紀半ばまでは、郡司をはじめとする下級地方官や采女において、所帯職譲を確認できた。所帯職譲は、限定的ではあるが、「非律令的」天皇権限として律令官僚制に内在する制度であったことは留意せねばならない。そしてこの後、所帯職譲は中央官衙へも広がっていく。

三、中央官衙における所帯職譲の出現

十一世紀になると、所帯職譲の対象が広がっていることが判明する。

七日辛亥、……(中略)……又供御院預広信譲_二与男官人代満利_一文、先日覚_二誤下給之由_一、仍令_レ申_二其由_一、抑件事広信催申之日、仰_二下宣旨由_一了、而一日朝経下_二給近嗣_一日、令_レ申_二下広信申文之由_一也、今日件文見_二出之_一、未_二下給_一、随可_レ進止、仰云、暫可_レ候、即以_二此由_一一々以申送、報命云、明日可_レ示_二左右_一者、候_レ内、

(『権記』長保二年九月七日条)

右少弁藤原朝臣広業伝宣、左大臣宣、大炊寮供御院預磯部満利譲替、

宜永以_二磯部満輔_一補_レ之者、

寛弘七年正月廿七日

右少史竹田宣理(奉)

(『類聚符宣抄』第七・定所々別当勾当預事)

『権記』には、長保二年(一〇〇〇)九月に、大炊寮供御院預が磯部広信から満利へ譲られたことが記録されている。磯部広信が文書を提出して申請したところ、宣旨を下す(許可する)旨の仰せが出された。しかし五位藏人朝経が別人の申請と取り違えて下してしまった。七日になって頭弁行成が取り違えに気づき、処理を進めていることがわかる。広信から満利への供御院預譲とは、このような事情があったため『権記』に記されたのであり、通常どおりに処理されていれば、何も記されなかったであろう。

供御院預は、寛弘七年(一〇一〇)に満利から満輔へと受けつがれ、以後十四世紀初頭まで一五代に亘って、磯部氏によって受けつがれていく。十四世紀初頭ごろ、供御院預職の知行をめぐって、磯部信貞が中原師頭(大炊頭)と争っているが、その際、信貞は次のように主張している。

供御院預職者、一条院御宇去長保四季磯部広信下_二賜永宣旨_一以降、至_二于信貞_一、相伝已十五代、星霜三百余廻也、

磯部信貞の主張にしたがえば、長保四年(一〇〇二)に磯部広信へ永宣旨が下されたという。永宣旨とは、永代に亘り効力を有す宣旨のことで、平安中期には寺社の禄に関するものが知られているが、この場合、所帯職譲による継承を代々に亘って永く認めることを意味したのであろう。預の地位は、本来は私物化できるものではないが、永宣旨により事実上、広信の私物のように扱うことが可能となり、勅許をへることなく、譲与できることになったものと思われる。采女で見たような所帯譲の申請↓認定の勅許という一代ごとの手続きを省略できるのである。前掲した寛弘七年正月の宣旨には、「宜永以磯部満輔補之」とあるが、「永」という

一言が入っているのは、永宣旨によるものと考えられる。解文で讓与認定（勅許）を求める必要はないため、宣旨には「奉勅」文言もない。この宣旨は、補任の明証として出されたのであろう。

大炊寮供御院預は、大炊寮内の四等官よりも低いポストであるが、磯部氏は永宣旨を得ることで、その世襲化に成功したのである。供御院預と磯部氏のように永宣旨を下された類例が、他にどれだけ存在したのかは不明である。大炊寮供御院預のような低い地位については、他にどのような地位があったのか、全体像すら把握しがたい。その上、個々のポストについても、補任状況の把握は偶然性に頼るところが多い。

ただし、十一世紀半ばになると、次に示すように、所帯職讓は四等官にも及んでいくことを考え合わせれば、所帯職讓が下級地方官から下級中央官へと対象を広げていったのは間違いなく、それは十世紀末から十一世紀初頭にかけてのことであつたと類推しておく。

このような広がりには、いかにして実現されてきたのであろうか。注目すべきは、やはり郡司であろう。郡司自体は地方官であるが、郡司一族の中には、都へ進出して下級官人として活動している者も多量いたことは、周知のことであろう。地方において行われていた所帯職讓が、都で広がってゆく媒介となつたのは、都に進出していた郡司一族ではないだろうか^⑩。

三、所帯職讓の広がり

十世紀末には所帯職讓が、中央官衙の下級ポストで適用され始めたと思われる。そして十一世紀に入ると所帯職讓は、急速に様々な六位官で行われるようになる。

表1は、管見に入った中央官における所帯職讓の一覧である。十世紀

までの初期には、関白・大納言・参議を讓る事例も見える。ただしこれらはいずれも、政治的な背景を有す特殊な事例であることは、既に先学も指摘するとおりであるが、天皇の恩任という意味を有していたことは、地方官における例と共通する。

十一世紀になって最初に確認できる所帯職讓は、史生である。史生は、四等官未満の下級官人であるが、職員令で定められているように、前述した供御院預よりも正式な官職である。

十五日丁未、天晴、早旦退出、参関白殿、申下佐国申文・外記譜奏・史生大預久茂以二件職讓与孫助頼一之文等上、早可三奏下一者、予退出、入レ晩参三督殿一、申三雜事一退出、参内、……（以下略）

〔春記〕長暦二年（一〇三八）十一月十五日条

頭中将藤原資房は、関白頼通のもとへ参り、「史生大預久茂」が孫の助頼へ所帯職を讓与したいと願っていることなどを伝え、頼通から内諾を得ている。久茂の官途（または姓）にやや不明瞭な部分が残るが、史生であつた久茂が、所帯職を孫助頼へ讓与しようとしていることは確かである。

史生とほぼ同時代に、内膳奉膳でも所帯職讓が試みられている。

六日丁巳、雨降、午後止、午時許参関白殿、而申云、仰云、除目何程許可レ行哉、若可三遅引一者、先可三任三奉膳一人一歟、新嘗祭間必可レ入之故也、命云、除目今月晦比可レ被レ行歟、節会以前已無二其日一、至三于奉膳一者先可レ被レ任也、已及三数月一于レ今遅々、太不便事也、……（以下略）

十日辛酉、天晴、今日改元定由云々、……（中略）……先是有二小除目事一、任三奉膳一事也、齋宮助経正（前志摩守、未レ得三解由一者也）依レ為二氏人一被レ任已畢、故修道之息信季、依レ得三父讓一尤可レ任也、而重服之上太以幼年者也、仍此度不レ被レ任也者、……（以下略）

表1 所帯職讓一覽

年月日	所帯官職	讓主	被讓人(関係)	典拠
天長5(828) 5.27	参議	藤原綱継	(子) 吉野	補任
嘉祥1(848) 10.1	郡大領	丸部明麻呂	(父) 己西成	統後紀
昌泰3(900) 2.20	参議	藤原忠平	(叔父) 清経	補任
天曆1(947) 12.28	采女	大和真子	(姪) 大和安子	符宣抄7
安和1(968) 11.14	播磨權守	源 重信	(兄) 源 雅信	補任
同上	播磨少掾	藤原清通	(父) 藤原安親	補任
正暦1(889) 5.8	閔白	藤原兼家	(子) 藤原道隆	江談抄1-32
正暦3(992) 8.28	大納言	源 重光	(婚) 藤原伊周	権記・補任
正暦6(995) 3.-	閔白	藤原道隆	(子) 藤原伊周	大鏡4 * 1
長保2(1000) 9.7	供御院預	磯部広信	(子) 磯部満利	権記
寛弘4(1007) 5.3	典侍	高階徽子	(?) 藤原芳子	権記
寛弘4(1007) 5.11	典侍	源 明子	(?) 橘 隆子	権記
寛弘7(1010) 1.27	供御院預	磯部満利	(?) 磯部満輔	符宣抄7
長元2(1029)	暦博士	賀茂守道	(子) 賀茂道平	魚魯愚鈔8
長暦2(1038) 11.15	史生	久茂	(孫) 助頼	春記
長久1(1040) 11.10	内膳奉膳	修道	(子) 信季	春記 * 2
寛徳1(1044)	主計少允	宗岡時重	(子) 宗岡公能	魚魯愚鈔8
治暦3(1067)	医博士	丹波雅忠	(子) 丹波忠康	大間成文抄8
永保3(1083) 1.-	大膳少進	惟宗季隆	(舍弟) 惟宗清実	大間成文抄8
同上	造酒正	清科重任	(異父弟) 藤原親業	魚魯愚鈔8
応徳1(1084) 12.-	主水正	菅原順季	(子) 菅原季	魚魯愚鈔8
応徳3(1086) 1.-	少監物	小野政資	(子) 小野忠時	魚魯愚鈔8
寛治7(1093) 11.20	右近大将	源 顕房	(子) 源 雅実	官職秘抄 * 3
承徳1(1097)	兵庫属	葛原忠国	(子) 葛原国貞	魚魯愚鈔8
承徳2(1098) 1.-	主税少属	紀 則忠	(子) 紀 兼重	魚魯愚鈔8
康和1(1099) 12.14	主税算師	惟宗義行	(子) 惟宗義清	本朝世紀
康和2以前	主計算師	紀 国基	(子) 紀 章基	魚魯愚鈔8
同上	主税允	紀 正高	(子) 紀 兼時	魚魯愚鈔8
康和2(1100) 1.-	主税允	中原良則	(子) 中原良成	魚魯愚鈔8
康和3(1101) 3.27	神祇大史	卜部儀時	(子) 卜部貞景	朝野群載6 * 4
康和5(1103) 2.30	造酒正	紀 宗政	(養子) 紀 宗兼	中右記
同上	左大史	小槻祐俊	(子) 小槻盛仲	中右記
同上	主税助	清原定俊	(子) 清原信俊	中右記
康和6(1104) 1.-	権医博士	丹波重康	(子) 丹波重頼	魚魯愚鈔8
長治2(1105) 4.5	神祇大史	卜部儀時	(子) 卜部定景	朝野群載6
嘉承1(1106) 12.13	神祇史	卜部儀時	(子) 卜部定景	永昌記
このころ	少監物	小野政資	(子) 小野忠時	大間成文抄8
永久4(1116) 1.-	左馬允	源 盛行	(子) 源 盛賢	大間成文抄8
保安3(1122) 1.-	左大史	小槻盛仲	(養子) 小槻政重	官職秘抄 * 5
このころ	主税権助	清原信俊	(子) 清原信憲	官職秘抄 * 6
康治1(1142) 12.21	右近将監	高階盛章	(子) 高階為泰	本朝世紀
康治2(1143) 1.27	主税允	中原忠遠	(婚) 佐伯貞俊	本朝世紀
天養1(1144) 2.12	施薬院使	丹波重忠	(子) 丹波重成	清原重憲記
久安3(1147) 12.21	大炊頭	中原師安	(子) 中原師長	本朝世紀
同上	齋院権次官	藤原友兼	(子) 藤原義憲	本朝世紀
久安4(1148) 10.17	大外記	中原師安	(子) 中原師長	台記 * 7
久安6(1150) 12.22	隼人正	橘 清仲	(子) 橘 清定	本朝世紀
同上	玄蕃助	藤原為兼	(子) 藤原盛盛	同上
仁平2(1152) 1.28	彈正弼	源 師長	(子) 源 師広	山槐記
仁平3(1153) 3.25	官掌	中原国兼	(子) 中原国成	本朝世紀
保元1(1156) 9.17	侍從	藤原成通	(養子) 藤原泰通	補任
保元1(1156) 11.-	主税頭	丹波重基	(子) 丹波知康	兵範記紙背文書
永暦1(1160) 12.18	御鷹飼	敦方	(子) 友武	山槐記
応保2(1162) 10.28	刑部権大輔	源 雅国	(子) 源 国保	山槐記(除目部類)
同上	宮内権大輔	—	(子) 藤原重頼	同上
長寛1(1163) 12.20	兵部権少輔	藤原光長	(弟) 藤原光綱	補任(文治2)
永万1(1165) 7.22	大炊頭	中原師元	(子) 中原師尚	山槐記
仁安3(1168) 12.8	左京少進	源 盛賢	(舍弟) 源景信	兵範記紙背文書
嘉応1(1169) 1.11	中宮亮	藤原重家	(弟) 藤原季経	補任(文治5)
嘉応1(1169) 4.16	兵部権少輔	藤原光定	(弟) 藤原光雅	補任(文治3) * 8
承安2(1172) 10.26	侍從	源 俊定	(養子) 源 兼忠	補任(文治4)
養和1(1181) 12.4	主税助	安倍時晴	(子) 安倍晴光	山槐記
元暦1(1184) 7.13	大宮権亮	藤原能保	(?) 藤原長経	補任(文治4)
元暦1(1184) 9.18	式部権少輔	藤原範季	(猶子) 藤原範光	補任(建仁1)
元暦2(1185) 6.28	讃岐守	藤原能保	(?) 源 隆保	補任(文治4)
元暦2(1185) 12.15	右兵衛督	藤原能保	(子) 藤原高能	補任(文治4)
文治3(1187) 5.4	修理大夫	藤原親信	(子) 藤原定輔	補任(建久2)
建仁2(1202) 1.21	肥後守	藤原頼範	(養叔父) 藤原孝範	補任
建仁3(1203) 10.27	刑部卿	源 宗雅	(子) 源 顯兼	補任(承元2)
元久1(1204) 12.18	主水正	清原良業	(子) 清原良隆	外記補任

注) 典拠の内、「補任」は『公卿補任』、「符宣抄」は『類聚符宣抄』である。他類推された。

* 1 譲りたい旨を伝えるが、許されず。

* 2 重服であり幼年でもあるため、譲られず。関連 11.6

* 3 「補任」では、顕房が寛治 6.12 に右大将を辞し、翌年 11.20 に子の雅実が就任したとするが、「中右記」寛治 7.10.20 条による

と、この日に辞状が出され、譲られた。

* 4 譲りたい旨を伝えるが、許されず。

* 5 年月は、永井晋編『官史補任』(統群書類従完成会、1998年)による。

* 6 年は、拙編著『外記補任』(統群書類従完成会、2004年)により類推。

* 7 これに付随して、穀倉院別当も譲られた(兵範記紙背文書・丹波重基申文)。

* 8 光定を停め、光雅が任じる。

〔春記〕長久元年（一〇四〇）十一月六・十日条

内膳奉膳修道は、子の信季へ内膳奉膳を譲る手続きを進め、その後死去。死去から数か月後の十一月六日に内膳奉膳の欠員が問題となった。恐らく修道の譲を得ている信季が復任するのを待っていたと推測されるが、それでは新嘗祭に間に合わないことを、関白頼通が問題視したのである。そこで、内膳奉膳だけでも先に任じるよう命じられ、十日に経正が補された。信季は「父譲」を得ていたが、重服・幼年を理由に補任が見送られたのである。

このように、十一世紀に入ると、史生（雑任）・内膳奉膳（正六位上）のような中央下級官職で所帯職讓が広がりはじめている。その後は、表1からもうかがえる通り、十一世紀中は医博士（正七位下）・大膳少進（正七位上）といった下級官において広がりを見せてゆく。そして本稿冒頭に引用したように、十一世紀末には五位官にまで到達することとなるのである。

このような傾向の中で、異彩を放つのが、右近大将の讓与であろう。右大臣・右近大将源頭房は、寛治七年（一〇九三）十月廿日に大将を辞すが、その辞状中に雅実へ譲ることを明記している（『中右記』）。源雅実の任大将召仰は、十一月十五日に催されるが、その際に藤原宗忠は「彼大納言年卅五、是雖有_レ右府讓_一、超_三越数輩之上臈_一、被_レ補_三頭要之大任_一、甚有_レ恐事也」と記しており（『中右記』）、事実上の所帯職讓であったことがわかり、「官職秘抄」も「父譲」の一例としてあげている。

同時代に確認できる讓任は、いずれも五位以下であり、公卿身分の例として特異であるが、これは雅実が国母藤原賢子と同母兄弟であったためであり、宗忠も「一之道理」「戚里之貴」と特例であることを納得している^⑩。

十一世紀中に、所帯職讓は徐々に対象を広げ、五位官にまで広がった。

一方、公卿身分において、特例として認められることは、十世紀から変わらない。所帯職讓は、公卿身分においては天皇大権による恩恵という側面を残しつつ、中下級官人の編成原理としても定着しはじめ、なかには永官旨を獲得する家系も存在したのである。

四、所帯職讓はなぜ少ないか？

それでも、所帯職讓の事例は、表1に見える程度しか見いだせない。その理由をうかがわせるのが、本稿冒頭で引用した『中右記』康和五年（一一〇三）二月卅日条である。

この日の除目では、小槻祐俊から盛仲へ大夫史が、清原定俊から信俊へ主税助が、紀宗政から宗兼へ造酒正がそれぞれ讓られた。だが除目付に「父譲」と明記されたのは、大夫史だけであった。その点に疑義を抱いた藤原宗忠は後日、堀河天皇にその理由を尋ねたところ、「讓其数多見_三除目_一、尤無_レ便事也」という回答を得た。除目で「讓」が多いのはよいことではないというのである。

ここで宗忠は、堀河天皇に理由を尋ねている。先にも見たように、本来、讓の許可は天皇によって出されていた。この三件については、天皇の意向が確かめられていたのである。それゆえ宗忠は、天皇に理由を尋ねているのである。官職は本来、德行・才用などの原則に基づいて嚴選されるのが理想的とされている。しかし讓による補任は、それを全く省いており、原則に反した任官であったといえよう。そのようなものは少ないにこしたことはない。それゆえ実態はともあれ、讓を最少に見せかける操作がなされ、讓られた三名の中で最も位階の高い小槻盛仲にだけ「讓」と記させたのであろう。

そして残りの二人については、事実上の所帯職讓を認めるものの、手

続き上はその旨を記さず、予め辞任させて大間書で欠員とし、そこに子息を「恩に依り」任じるといふ処置をとっている。両者に事実上の差はないが、後二者はこのような事情が記録されない限り、後々には所帯職譲と気づかれないであろう。^⑧

また、三件の所帯職譲を認めたことには、当時の政治情勢も影響したと思われる。この頃は、堀河天皇が内覧忠実・内大臣雅実とともに政務につとめ、白河院も藏人弁を介して影響力を強めていた。^⑨天皇・忠実らは、太政官系統の人事把握につとめる意図がこの除目からもうかがえよう。この時に譲を認められた三件には、官方の事務方トップである大夫史と、外記方のトップである大夫外記を二年前までつとめていた清原定俊が含まれる。さらに紀宗政を含めた三名全員が、撰関家と強いつながりをもっていた。^⑩

堀河天皇と内覧忠実は、天皇大権による所帯職譲の認可を利用して、太政官系統で事務を統括する人材を掌握するとともに、撰関家に奉仕する官人を優遇することで、天皇・撰関家の協調関係を強固にすることを目指したのである。

このような政治的な背景が推測できるとはいえ、実態は所帯職譲であるものが、その通りに記録しないことを美德と見なしたことは、所帯職譲が記録上にあらわれにくくなる一因となっている。実際、「父譲」などと除目尻付に記されるのは、一度の除目で一人のことがほとんどで、管見の限り、三人書かれた例は見いだせない。

天永二年（一一一一）成立の『江家次第』巻四には、「父譲」が除目尻付として存在することを記すが、「希有」の事とも併記している。これは、所帯職譲の類例が少ないという意ではなく、「父譲」と明記されることが少なかつたことを示しているのだろう。

五、所帯職譲の変質

所帯職譲をめぐる書類上の操作は、さまざまなレベルで行われていた。十三日甲午、晴、未以後小雨、……（中略）……

此間頭弁於^三床子^二召^三左大史忠行^一、被^レ下^三宣旨一通^一（副^二申文^一）、主税頭重忠以^三施薬院使^一讓^二与男医博士重成^一也、件重忠去夕卒去、閉眼之後有^三此事^一、未曾有事也、称^二蘇生之由^一、被^レ下^三宣旨^一之後、披露云々、

医博士丹波朝臣重成

左中弁藤原朝臣資信伝宣、内大臣宣、宜^下以^二件人^一為^中施薬院使^上者
康治三年二月十三日
左大史惟宗忠行奉

（「清原重憲記」天養元年（一一四四）二月十三日条）

施薬院使であつた丹波重忠が歿した翌日、子の丹波重成を施薬院使とする宣旨が出されている。宣旨には「讓」と記されないが、重忠が讓与したものであつた。恐らくは、申文にはその旨の記述があるのであろう。ところが重忠は、宣旨が出される前日に亡くなっているため、形式上は歿後に讓つたことになってしまう。そこで重忠は、宣旨が出される直前に「蘇生」したことにされ、その後再び卒去したことになった。

これによると、所帯職譲は、生存中に実施されることが必要であつた。帯官者が亡くなってしまうと、該当ポストは欠員となり讓与はできない。それゆえ論理的には、歴代が存命中に所帯職譲を実施すれば、特定の官職を直系で世襲していくことが可能なのである。

また先の内膳奉膳の例のように手続きが死後になつた場合、父譲を得た人物は最有力候補者として扱われるが、任に堪えるだけの経験が必要ならぬ、復任するまでの欠員を問題視されることが必要であつた。それゆえ、幼年であつた場合などで、見送られる可能性もあつたであろう。

また丹波重成の例では、出された官旨に「奉勅」文言がなく、「永」とも記されないことも、注目に値しよう。十一世紀までは、たとえきわめて下級のポストであっても、永官旨を得ていなければ、所帯職譲には天皇の許可が必要とされていたからである。しかし十二世紀半ばになると、奏聞を確認できない事例があらわれる。所帯職譲の広がり（増加）に伴い、勅許が省略されていたのではないだろうか。そうであるならば、もはや中・下級官人にとっては、所帯職譲を認められることは、王権による恩恵ではなくなり、官職をめぐる認識に大きな変化が生じていたことをうかがわせる。

類似する例に次のようなものもある。

十二日壬戌、伴_二師長_一参_三宇治_一、……(中略)……

此次、依_二師安朝臣議_一大外記師業補_二穀倉院別当_一云々、典葉頭重基朝臣当_二其仁_一、而寄_三事於父讓_一、忽補_二穀倉院別当_一云々、非理之甚也、師安依_二重病_一去九日出家、師業秘_三其事_一、今日補_二件別当_一之後露頭云々、

〔台記〕久寿元年（一一五四）九月十二日条

藤原頼長は、穀倉院別当の後任には丹波重基がふさわしいと考えていたが、実際には、父師安から譲与された主張する中原師業が補された。頼長はそれに不満であるが、というのも、師安は九日に出家しているのである。出家すれば所帯官はすべて欠員になるため、所帯職譲はできない。にもかかわらず師業は、師安出家を秘したまま「父讓」を主張し、自らへの譲任が確定した後に、師安出家を公表したのである。

このように、所帯職譲の際には、急な出家や急死は秘されたのである。そしていずれの場合も、それが書類上の操作であることは、承知の上でなされていたようである。「父讓」を得ているという主張は、書類の嘘に目をつぶらせるほどの、極めて強い同調圧力を周囲に与えたのである。

六、所帯職譲と辞官申任の差

父讓を主張すれば必ず認められたわけではない。表1にも示したように、神祇大史卜部儀時は、康和三年（一一〇二）三月に所帯職譲を申請している。しかしこの時、子息貞景（定景）への譲与は認可されなかった。長治二年四月の申請も実を結ばず、嘉承元年（一一〇六）十二月になってようやく、神祇少史への補任が実現している。しかも、康和・長治の申請では「大史」補任を求めていたが、それは叶わず少史に止められた。大史・少史を同じ史ととらえれば所帯職譲だが、別の官職とみなせば辞官申任となる。先例があるにもかかわらず、願い通りの譲与が許されなかった背景には、貞景の年齢・実績や王権との関係が想定されよう。

卜部貞景の例がそうであるように、所帯職譲は辞官申任とよく似ている。しかし辞官申任には、その旨を明記する事への抵抗が見られない。一度の除目で、多数の辞官申任が並ぶことは、珍しくない^⑩。このような「無便事」と見なす意識の有無が、本稿で所帯職譲と辞官申任とを分けた理由の一つである。

所帯職譲と辞官申任との違いは、申文にも明確にあらわれる。両者の申文の冒頭部だけを例示すると、次のようになる。Aが所帯職譲、Bは辞官申任である。

A 正四位下行主税頭兼典葉頭侍医丹波朝臣重基誠惶誠恐謹言

請_下特蒙_二天恩_一、以_三所帯主税頭_一、讓_与嫡男知康朝臣_上状

B 正五位下行大舍人頭兼大外記備後権介清原真人頼業誠惶誠恐謹言

請_下殊蒙_二天恩_一、因_三准先例_一、罷_三所帯備後権介_一、以_三男正六位

上康家_一、^(被)拜_任任_三図書・玄蕃・主殿允等_上闕_上状

Aでは、当然のことながら、特定の官職だけをあげている。この場合、丹波重基は主税頭を譲与したのであって、他の官職には言及しない。

しかしBの方では、子弟に拝任させたい官職は、多くの場合、特定のものに限っていない。例示したBのように、複数の候補をあげるのである。また、このBの申文を出した清原頼業・康家の例をさらに見てみると、辞官申任の特徴がより明らかになる。同じく申文の冒頭のみをあげると、

C 正五位下行大舍人頭兼大外記備後権介清原真人頼業誠惶誠恐謹言

請下殊蒙^二 天恩、因^レ准先例^一、罷^二所帶備後権介^一、以^二男正六位

上康[□]^一、^{被^レ拜^任}任^二図書・玄蕃・主殿・掃部允等^一闕上^状

D 正五位下行大舍人頭兼大外記備後権介清原真人頼業誠惶誠恐謹言

請下殊蒙^二 天恩、因^レ准先例^一、罷^二所帶備後権介^一、以^二男正六位

上康家^一、被^レ拜^任主殿・掃部允等^一闕上^状

申文の日付は、Bが仁安二年十月十九日付、Cは同年十二月十日付、Dは同年十二月十三日付である。比較をすると、B→Cでは候補が増え、C→Dで二つへ絞られており、状況に応じて変化していることがわかる。

これを、この間の補任状況と併せて見てみる。Bが出された十月の除目では、いずれの官職も補任された形跡がない。次いでCに対応する十二月十三日の除目では、玄蕃允に平知頼が補任されている(八条院御給)。そしてDの結果と思われる十六日の下名では、康家が主殿允に補任され、掃部允にも平友貞が補任されている²⁰⁾。

大外記であった清原頼業は、十月の除目で男康家を図書允・玄蕃允・主殿允のいずれかに補任してもらえよう、辞官申任を求めたが、実現しなかった。そこで十二月には実現可能性が高いと思われた掃部允も候補に加えて申請したが、八条院御給が優先され、実現できなかった。ところがその後、掃部允・主殿允にはまだ欠員のあることが知れ、下名での補任を求め、実現したのである。除目の事務に関わる外記であることが、このような素早い対応を実現させたのである。

このように辞官申任には、欠員の有無や他の任官希望者との競合など

様々な要素が影響した。そのため、希望する官職にも巾をもたせて申請したのである。特定の官職を譲与する所帶職讓との違いは、明白である。

結びに代えて

最後に、所帶職讓が広がった理由について述べ、結びに代えたい。所帶職讓は「無便事」と見なされ、また「非理」を招くものでもあった。にもかかわらず、なぜ広がっていったのであろうか。特に十一世紀半ば以降には、急速に広まっている。

基本的には、酒井宏治氏が指摘するように、経済的不利益の減退と「家」の継承・存続を願う貴族の意向という指摘が的確であろう²¹⁾。辞官申任の場合は、兼帯する官職を辞し、子弟を昇進させることが多い。兼官だけを辞すので、本官は残したままのことも多い。ところが所帶職讓の場合、譲っているのは多くが本官であり、譲った後は引退するような高齢のことも多い。死亡・出家の事例が多く見られるのも、そのためである。自らが死亡・出家する前に、子弟へ地位を引き継ぎたいという願いが強かったであろうと推測する。実際、その申文には「身行青衫首梳白髮、従事之間進退惟谷、唯以^二所帶職^レ子之恩^一、將^レ補^二多年奉公之節^一者也²²⁾」というような文言が多く見える。家格成立により、下級官人の多くは、何十年勤めても昇進がほとんどなくなった。所帶職讓は、そのような人々への対処でもあっただろう。

所帶職讓は本来、そのような願いを王権が特別に許すものであり、永宣旨によって特定ポストへの常任権を得ることが最大の厚恩であっただろう。だが十二世紀半ばには、譲与に奏聞を要しない例があらわれる。事例に依るのであろうが、原則として所帶主(讓り主)の意思が優先され、朝廷による補任は、その追認・保証へと役割を変えていったのであ

る。もちろん、院政は、王家・公卿・官人らの人事権を掌握していくことで、権力として確立していくのであるから、その意向に反した譲与は、できなかつたに違いない。何度も申請している例の中には、王権側の意向によるものも含まれていたのではないだろうか。

また十一世紀半ば以降、家格の形成や家父長権の確立といった社会状況の変化が指摘されているが、所帯職譲の広がりには、それらと連動しているようにも見える。所帯職譲では、譲り主は家父長であることが多く、「家」の継承を目指して所帯職譲を行うのである。

加えて、所帯職譲の広がりには、院政とも適合したのではないだろうか。父院による院政は、家父長権の確立を大前提に置いており、直系相続を志向している。これは所帯職譲でも同様である。つまり所帯職譲は、院政と地盤を同じくするものであったのである。こうした共通項を有するからこそ、院政下において所帯職譲は広がりを見せたのである。

注

- ① 酒井宏治「辞官申任の成立」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質古代・中世』思文閣出版、一九九七年)。
- ② 叙位に際しても、所帯職譲と同じ様に所帯位階を辞退して親族の加階を願うことがあり、佐古愛己氏によって「所帯位階辞退型譲与」と名付けられている。佐古愛己『平安貴族社会の秩序と昇進』(思文閣出版、二〇一二年)一七五頁。
- ③ 細井浩志「古代・中世における技能の継承について」(『九州史学』一〇四、一九九二年)。
- ④ 元慶三年(八七九)二月一日付「文章博士都良香申文(請以所帯内記職譲与諸才者状)」(『都氏文集』)では、都良香が大内記の譲与を願いでいる。
- ⑤ 子から父への例は確認できる(表1)。父から子への譲与は、郡司においては当たり前のことであるため、とりたてて記録されにくいのだろう。

- ⑥ 『類聚符宣抄』第七(諸国郡司)所収の各国解・宣旨も参照されたい。
- ⑦ 八木充「律令官人制論」(『岩波講座日本通史』第4巻古代3)岩波書店、一九九四年)。

⑧ 『貞信公記』天慶九年(九四六)十二月三日条など。

⑨ 年月日未詳「磯部信貞申状写」(榎原雅治「本所所蔵『文殿訴訟関係文書写』」『東京大学史料編纂所研究紀要』七、一九九七年)。

⑩ たとえば磯部氏の場合、讃岐国役道郡の少領として磯部直万徳の名が見えるほか、伊勢国多気郡の有力者でもあった。竹内理三ほか編『日本古代人名辞典』1(吉川弘文館、一九五八年)。もちろん、前述したように、元来、都でも実施されていた可能性はある。

⑪ 酒井宏治「辞官申任の成立」(前掲)。

⑫ 源雅実を優遇する背景には、白河院・堀河天皇と輔仁親王派との対立も関係していただろう。

⑬ 佐古愛己「中世公家社会における叙位の一考察―尻付の「臨時」を素材として―」(『平安貴族社会の秩序と昇進』前掲)によると、特別な天恩によって授位される場合の理由として「臨時」が用いられるという。任官に際しても、同様のことが想定されよう。

⑭ 玉井力「『院政』支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年。初出は一九八七年)。

⑮ 小槻祐俊・清原定俊は、撰関家の家司となっている。玉井力「『院政』支配と貴族官人層」(前掲)、拙著『古代中世の文書管理と官人』(八木書店、二〇一六年)三五五・三九一頁参照。紀宗政は、近親者に撰関家の家人が多く見いだせる(『尊卑分脈』第四篇二二三頁)。

⑯ 当時は、近衛天皇(摂政藤原忠通)で、宣じている内大臣は藤原頼長だが、忠通・頼長の対立は、まだ表面化はしていない。

⑰ この点は、功・勞・賞等の譲も同じであり、一度の除目で多くの「〇〇賞譲」等が並ぶことは珍しくない。

⑱ A・Bは、いずれも「兵範記」紙背文書。保元元年十一月廿四日付「丹波重基申文」(吉田早苗「京都大学附属図書館所蔵『兵範記』紙背文書にみられる申文」『東京大学史料編纂所報』一四、一九八〇年)、仁安二年十月十九日付「清原頼業申文」(吉田早苗「兵範記」紙背文書にみえる官

- 職申文(上)』『東京大学史料編纂所報』二三、一九八九年)。
- ①9 C・Dは、いずれも『兵範記』紙背文書。仁安二年十二月十日付「清原頼業申文」、仁安二年十二月十三日付「清原頼業申文」(いずれも吉田早苗「『兵範記』紙背文書にみえる官職申文(上)」前掲)。
- ②0 『兵範記』仁安二年十月廿日条、十二月十三・十六日条。
- ②1 酒井宏治「辞官申任の成立」(前掲)。
- ②2 応徳三年(一〇八六)正月三日付「少監物小野政資申文」(『魚魯愚鈔』巻第八)。
- ②3 美川圭『院政の研究』(臨川書店、一九九六年)。

付記 本稿で取り上げた所帯職讓は、一九九三年度に小生が提出した卒業論文において、少しだけ言及したものです。そしてその口頭試問で副査をつとめていただいたのが美川先生でした。卒論の中で、通説とは異なる見解を遠慮がちに注として記したところ、こういうことこそ本文にしっかり書きなさい、とおっしゃっていたなど、丁寧かつ厳しいご意見をいただいたことを覚えています。以来、折に触れお世話いただき、またご教示を賜りました。厚くお礼申し上げます。

(本学授業担当講師・京都市歴史資料館館員)